

# アーカイブズが社会にもたらすもの<sup>1</sup> —琉球政府文書の利用状況から考える—

大城 博光<sup>†</sup>

はじめに

## 1 沖縄県公文書館の管理運営状況

### 1-1 運営主体の変遷と現在の運営状況

### 1-2 事業目標～行政の記録センター（沖縄県のアーカイブズ）として機能するために

### 1-3 沖縄県公文書館の価値を高め、より社会に貢献するために

## 2 琉球政府文書とは

## 3 琉球政府文書に関する特別事業

## 4 琉球政府文書の利用

### 4-1 沖縄研究（沖縄学）の学術資料として

### 4-2 個人の権利や利益を守る証拠資料として

### 4-3 個人の生きた証を確認する資料として

おわりに

はじめに

ただいまご紹介いただきました沖縄県文化振興会の大城です。沖縄県文化振興会は、沖縄県公文書館が開館した翌年、1996年（平成8）から公文書館の管理運営を行っている団体です。

今回「アーカイブズ再考—その価値と利用—」というテーマで報告させていただく機会を得、これまでの自分の仕事をふりかえる機会にもなりました。本報告は「アーカイブズが社会にもたらすもの」というテーマを設定しましたが、アーカイブズ全体を考えるとということではなく、沖縄県公文書館設置の契機にもなった「琉球政府文書」が実際に今どのように利用され、どのように社会に貢献しているのかという事例をご紹介します。本大会のテーマであるアーカイブズの価値と活用について、改めて考える機会としたいと思います。

## 1 沖縄県公文書館の管理運営状況

まず、沖縄県文化振興会がどのように沖縄県公文書館運営に関わり、どのような取り組みを行っているのかというお話をさせていただきたいと思います。次に琉球政府文書についての概要、三番目に琉球政府文書に関して行ってきた特別事業を紹介します。最後に、琉球政府文書がどのように利用されているかを説明することとしたいと思います。

沖縄県公文書館は1995年（平成7）4月に沖縄県総務部の出先機関として設置され、同年8月に開館しました。沖縄県は、1996年（平成8）4月から公文書館運営業務の一部を沖縄県文化振興会に委託し、2007年（平成19）4月からは指定管理者制度を導入しました。指定管理者制度が導入されて以降は、沖縄県文化振興会が指定管理者として沖縄県公文書館の管理運営を担っています。

---

<sup>†</sup> おおしろ ひろみつ 公益財団法人沖縄県文化振興会 公文書管理課課長

<sup>1</sup> 本講演録は2018年（平成30）11月8日、9日に開催された第44回全史料協全国（沖縄）大会にて報告した内容に、加筆修正したものである。

## 1-1 運営主体の変遷と現在の運営状況

まず、運営状況についてですが、以下は2017年（平成29）度のデータです。

指定管理料は年間237,512,000円、指定管理期間は5年間です。運営体制として指定管理業務に携わる職員が39人います。このうち28人は非常勤職員です。所蔵資料数は2018年（平成30）3月末日現在で約39万点です。私がアーキビストとして採用された当時は、所蔵資料の約半分が琉球政府文書でした。琉球政府文書は約16万簿冊ありますが、その他の資料も充実してきており、所蔵資料数に占める琉球政府文書の割合は開館当時より低くなっていると思います。それから、来館者数は年間約14,000人で、1日当たりになりますと約47人です。これが多いのか少ないのかという評価は他府県のデータと比較してみなくては分かりませんが、このような状況です。また、公文書をご覧になる方は閲覧申請という手続きをとっていただいておりますが、昨年度は年間26,845点の資料について閲覧申請がありました。1日あたり約90点の資料が閲覧申請されていることとなります。これに関して、われわれは閲覧申請手続きをとらなくても利用できる資料を増やす取り組みを進めています。例えば、個人情報保護措置などが終わった資料の複製物や特に利用の多い写真資料の複製などは、極力、参考資料室に排架し閲覧申請せずに自由に閲覧できるような仕組みにしています。さらに、近年では琉球政府文書のデジタルアーカイブ化を進めており、こちらも閲覧申請をしなくても自由に閲覧できるようにしています。なお、閲覧申請資料数にはこのような参考資料室に排架された資料の利用や、デジタルアーカイブの閲覧件数は含まれておりません。

次に運営方針についてです。こちらは2007年（平成19）の指定管理者制度への移行する段階で「沖縄県公文書館運営基本方針」（平成19年沖縄県総務部長施行）として示されています（資料1）。

1つ目に、「第4 運営に当たっての留意事項」として、博物館等の類似の機能を有し、また類似の事業を展開する公の施設との機能や業務の競合を避け、公文書館が担うべき事務事業を選択し、公文書館の設置の目的を踏まえた施策に集中していくことが必要とされています。博物館等とありますが、沖縄県の場合は沖縄県立博物館・美術館、沖縄県立図書館、沖縄県平和祈念資料館などの施設があります。それらと競合しないよう公文書館の設置の目的を踏まえた施策に集中することが求められているということです。

一般的なことだと思いますが、沖縄県公文書館設置の目的とは、「歴史資料として重要な公文書その他の記録を収集し、整理し、及び保存するとともに、これらの利用を図り、もって学術及び文化の振興に寄与すること」（「沖縄県公文書館の設置及び管理に関する条例」〔平成7年条例第6号〕第1条）です。今回、本報告のテーマは「アーカイブズが社会にもたらすもの」としましたが、その答えとして「学術及び文化の振興に寄与すること」では広すぎるのでもう少し深めてみようと思います。以上のような公文書館設置の目的をいかに効果的に達成できているかが、指定管理者が評価される視点でもあります。

2つ目に、公文書館の業務は、資料の収集・選別にあたって行政の記録センターとして機能し得るよう、後世の評価に耐えうる適正さをもっておこなわなければならないこと、3つ目に、沖縄県文書を収集し、沖縄県文書のうち歴史資料として価値のあるものを整理し、及び保存することを主たる事業として展開することが必要であるとされています。

## 1-2 事業目標～行政の記録センター（沖縄県のアーカイブズ）として機能するために

次に、われわれ沖縄県文化振興会は、以上のような運営方針を受けてどのような事業を展開しているのかということをご紹介します。

ここで採り上げるのは「やらなければならない」仕事の目標だと考えています。先ほど述べた運営方針にある「行政の記録センター」とは言い換えると、沖縄県という組織のアーカイブズとしてしっかり機能することを求められているものと理解しています。そのためにわれわれが何をするかというと、保存期間を経過した沖縄県からの引渡文書及び関連資料を、収集する文書量と公文書館で選別し整理する文書量について、インアウトバランスを適正化しています。つまり、公文書館へ移管された文書は速やかに公開できるように事業を進めていきたいと思いますということです。

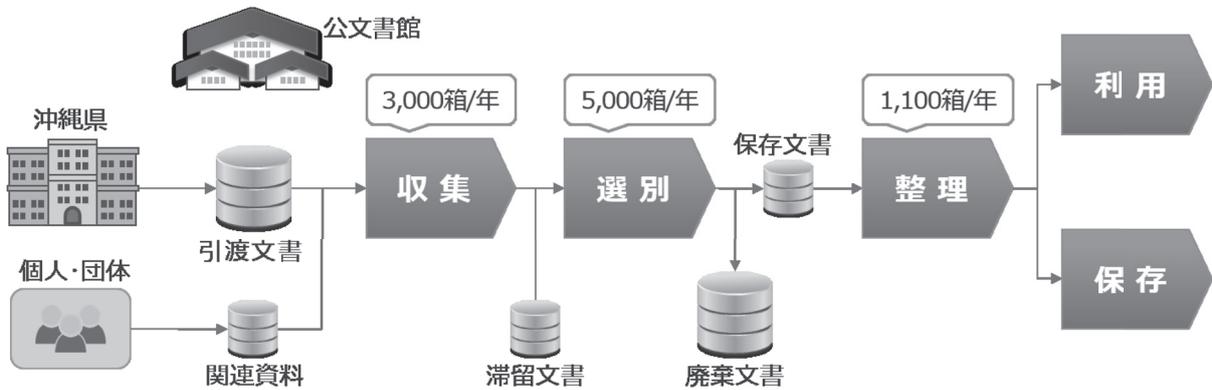


図1 「沖縄県公文書館運営基本方針」に即した事業目標

現在、沖縄県からの引渡文書は毎年3,000箱弱入ってきます。さらに個人や団体から沖縄県に関連する資料を収集しているため概ね3,000箱という計画ですが、実績上は3,000箱を超えた数を受け入れています。3,000箱のなかには段ボール箱もあれば文書保存箱もありますが、平均して30cmとすると約900m、1km弱という膨大な量の文書を受け入れています。これを評価選別していくわけですが、これまでの滞留分を減らすために年間5,000箱を目標に設定し進めています。評価選別によって保存する文書と廃棄する文書に分けるわけですが、保存文書は選別率が最大20%として年間約1,100箱が保存されることとなります。そのため、整理公開は1,100箱以上を達成していきましょうというように事業目標を設定しています。このようにして利用及び保存を適切に行うために達成すべき目標を数値化して設定しています。

### 1-3 沖縄県公文書館の価値を高め、より社会に貢献するために

次に事業目標の「プラス」とした部分についてご紹介します。こちらは、運営方針に沿った事業に、財団として考える「公文書館の価値を高め、より社会に貢献するための事業」をプラスする取り組みです。

1番目に「所蔵資料の積極的充実」が挙げられます。やはり公文書館の価値は所蔵している資料の価値に左右される部分が大きいですと考えます。そこで、重要な公文書が確実に公文書館に引き渡されることこそが、公文書館の価値を高めると考え、行政機関との連携を強化し、文書が適切に移管されるための取り組みを推進しています。たとえば、現在、班長を中心に重要な公文書が公文書館へ適切に引き渡されるためにどうすべきかを考える勉強会を行っています。特に、文書がなぜ引き渡されないのか、文書移管を妨げている要因は何かということについて、われわれ沖縄県文化振興会に所属する沖縄県職員のOBからアドバイスを受け、公文書の移管がスムーズにいくよう勉強会を進めているところです。

また、沖縄県や琉球政府の公文書を多角的に検証できるよう行政主席や知事等の個人記録及び米国

の沖縄統治関連記録を収集して補完する取り組みを進めています。行政主席や知事等の個人記録については、昨年度も、今年も元行政主席の松岡政保、元沖縄県知事の太田昌秀、稲嶺恵一らの個人記録を収集できるように財団から積極的に働きかけをしています。ただ、本人が亡くなられている場合は遺族との調整となり難航することもあります。公文書を補完する資料として収集を進めています。米国の沖縄統治関連記録については、2018年（平成30）10月に職員3名を米国へ派遣し1週間以上をかけて米国国立公文書館から資料を収集しました。

公文書館の価値はどういった情報を住民に提供できるかということで決まります。それはやはり、所蔵資料の価値に左右されると思いますので、以上のように所蔵資料の充実に力を入れています。

2番目に「デジタルアーカイブの推進」があります。このデジタルアーカイブは博物館や美術館などでは利便性の向上のために行われることが多いと思いますが、公文書館の場合は、従来行っている原資料の閲覧提供による劣化の問題があります。デジタルアーカイブの推進が資料の保存にもつながることを踏まえ、公文書の保存と利用を発展的に両立させるためにデジタルアーカイブを推進しています。これについては、ポスター展示の方で琉球政府文書のデジタルアーカイブについて紹介しています。

3番目の「市町村の公文書管理支援」、これはまだ計画段階ですが、われわれ沖縄県文化振興会が沖縄県公文書館の業務で習得したノウハウを活かして、市町村の公文書管理に貢献できないかと考えています。従来、われわれは沖縄県から業務を受託して実施しているので、必要だと思っても受託した業務以外には、なかなか職員を配置できませんでした。そこで、財団の自主事業として3年前から準備しており、次年度から本格的に実施できればと考えています。

4番目に「専門的な人材の確保・育成」が挙げられます。これもやはり公文書館がより社会に貢献していくために必要なものだと考え、ここ数年は新規職員を採用するためにいろいろと調整をしてきました。公文書館業務の中核を担う正規雇用職員を新たに採用するというので、本年度から3年で3名を採用する予定です。せっかく新たな職員を採用できることになったので、特に内部で職員の資質向上を図っていく体制を作っています。

## 2 琉球政府文書とは

沖縄県公文書館設置の契機となった琉球政府文書とは、沖縄戦から本土復帰までの27年間、米国統治下において立法、行政、司法機関を備えた琉球政府やその前身機関の公文書です。沖縄県公文書館では約16万簿冊を所蔵しています。琉球政府は1952年（昭和27）に設置されているのですが、沖縄戦が終わって琉球政府が設立されるまでの7年間の自治機構は、各地に群島政府が置かれ、琉球政府設置の前年には琉球臨時中央政府が設置されていました。これらの自治機構と琉球政府の公文書をまとめて「琉球政府文書」と称しています。この期間を米国統治下と表現したりします。また、米国統治下ということで日本国憲法が適用されていない時代でもあります。その期間が27年間なのですが、私もそのうち3分の1はその時代を生きただなど、この資料を作成しながら実感していました。時代背景は時間の都合上、割愛します。

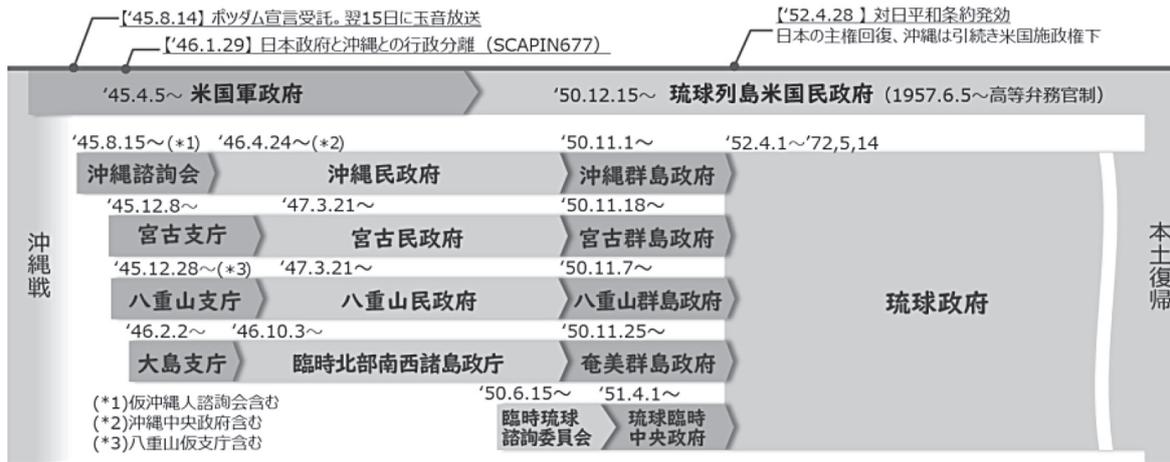


図 2 沖縄戦直後から日本復帰までの沖縄の統治機構の変遷

### 3 琉球政府文書に関する特別事業

琉球政府文書は復帰に伴い、沖縄県に移管されました。復帰当初は沖縄県文書を所管している文書課が3年間は保管していたのですが、それ以降は沖縄県公文書館が開館するまで教育庁の沖縄史料編集所が保管していました。

沖縄県では、本土復帰に伴い引き継がれた琉球政府文書の保存と利用を図るためにこれまでに次の特別事業を実施しています。

1978年（昭和53）度から1994年（平成6）度は、「琉球政府行政文書の分類整理及び編纂に関する事業」として、雑多にある琉球政府文書を整理して編纂しました。2003年（平成15）度からは、2年間かけて「琉球政府文書保存状態調査事業」を実施し、琉球政府文書がどのような状態にあるのか調査しました。この事業は緊急雇用対策事業として行われました。2005年（平成17）度から2012年（平成24）度には「琉球政府文書緊急保存措置事業」を展開し、特に状態が悪くこのままでは保持できない文書を修復したり、複製したり、あるいは保存箱に入れ替えたりしました。2013年（平成25）度から現在まで、保存に加えて活用という観点から「琉球政府文書デジタル・アーカイブズ推進事業」として、沖縄県が琉球政府文書のデジタル化をやっているのですが、そのうちインターネット公開事業を（公財）沖縄県文化振興会が受託して実施しています。

### 4 琉球政府文書の利用

#### 4-1 沖縄研究（沖縄学）の学術資料として

琉球政府文書は、戦後沖縄の特異な経験が記録された公文書等で、1995年（平成7）の開館以来、県内だけでなく県外や海外からも多くの人々に様々な目的で利用されています。また、復帰後の沖縄県文書の選別基準を適用すると廃棄になる得る文書でも、残されていたことによって住民の要求に応えることができた事例もいくつかあります。

琉球政府文書の利用で一番多いのは、沖縄研究の学術資料としての利用です。沖縄は、地理的、歴史的、文化的、その他さまざまな観点からの研究テーマが豊富にあり、県内外の研究者から注目されています。県外からの利用者も多いです。最近では国外からの利用者もあり、国内外の研究機関からの利用もあります。特に戦後27年間のアメリカ統治という特殊な状況下にあった沖縄の課題は、現代社会が抱える普遍的な課題と共通するものがあり、当時の世相が反映された琉球政府文書は、今後の

日本そして国際社会のあり方などを示唆する「国民共有の知的資源」となっているのではないかと思います。沖縄研究というと、資料に挙げたようなキーワード（国民・国家、統治、自治など）を考えるうえで、琉球政府文書は非常によく活用されています。



図 3 沖縄研究（沖縄学）のテーマ

#### 4-2 個人の権利や利益を守る証拠資料として

学術研究のほかに多いのは個人の権利や利益を守る証拠としての利用です。沖縄史料編集所が琉球政府文書を管理していた 1980 年代の照会統計をみると、圧倒的に個人の権利や利益を守るために利用されていました。沖縄では、沖縄戦があったこともあり、行政文書が琉球政府から沖縄県へ渡ったということも要因だと思います。

特に、戦後初期の沖縄は、戦災で土地の公図や公簿がほとんど焼失し、土地の原形も変わったことから、戦後まもない 1946 年（昭和 21）から 1951 年（昭和 26）にかけて「土地所有権認定事業」が実施されています。「土地所有申請書」は、同事業において所有者が土地所有権を証明するために、市町村の土地所有権委員会に提出した申請書と見取図で、字別にまとめて綴られています。内容を見ると、土地の所有者や申請の事項を保証する保証人の署名もあります。このような資料も現在、デジタル化を進めており、将来的にはインターネット上で閲覧できるようになります。

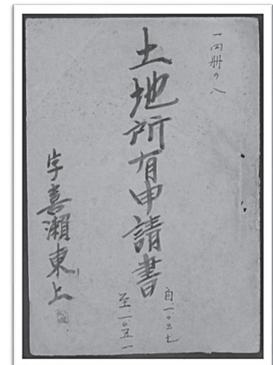


図 4 土地所有申請書 名護町 喜瀬東上原 1037～1051  
琉球政府法務局土地調査庁 (D71000008B)

沖縄県では現在でも所有者が不明な土地がかなりあります。「所有者不明土地」とは、「土地所有権認定事業」の際に申請がなされなかった土地です。そのため、「土地所有申請書」は「所有者不明土地」の調査や、隣接する所有者間で境界を確認するために、裁判の証拠書類として現在でも利用されています。

同様の理由で利用される資料に、「軍雇用員カード」があります。現在、在日米軍基地で働く駐留軍等労働者は、日米地位協定により日本が雇用し米軍に提供する間接雇用ですが、日本復帰前の沖縄では米軍が直接雇用していました。軍雇用員カードは、米軍が雇用する沖縄住民の労務管理のために作成した職務経歴で、1946 年（昭和 21）から 1966 年（昭和 41）までの

FILE NO.	CLASSIFICATION & EMPLOYMENT UNIT	DATE	CLEAR	TERMINATION REASONS
112001	...	...	...	Permanent change station
207155	...	...	...	Resignation by own request
207157	...	...	...	Resignation by own request
207158	...	...	...	Employer returned to U. S.
207159	...	...	...	Resignation
207160	...	...	...	Due to home condition
207161	...	...	...	Employer returned to U. S.
207162	...	...	...	Resignation by own request

図 5 軍雇用員カード

約 20 万枚のカードを沖縄県公文書館で所蔵しています。復帰直後には退職金の請求のためになどに活用されていたのですが、現在でも活用されています。その要因の一つが石綿被害の証明です。日本復帰前の在沖米軍基地で働いた労働者たちは、どうしても石綿の多い場所で労働することになり被害を受けた方が多かったようです。別添資料をご覧くださいと、「本土復帰前に沖縄米軍基地で働いたことが原因で、中皮腫等に罹り死亡した労働者の方のご遺族へ」ということで、何らかの保証を受け際には個人で補償の対象者であることを証明しなくてはならなくなっています。そこで、証明書類として「軍雇用員カード」が使用されることがあります。このほか、年金記録問題のときにも利用があり、年金記録確認中央第三者委員会の方が来館したこともありました。このように、米軍に雇用されていたことを証明するためにこういった「軍雇用員カード」が活用されています。

沖縄県文書などを評価選別する際に、どの文書を保存とするか検討するうえで琉球政府文書の利用を参考とする場合もありますが、軍雇用員カードのような雇用の記録など個人に関する資料をどこまで残すのかということとはとても難しい課題です。この先何があるか分かりませんが、個人の情報をすべて残すわけにもいきません。

琉球政府文書の場合は、行政が一旦途切れたこともあり、たまたま残った資料でこういった権利関係を証明することができたという一例になります。

#### 4-3 個人の生きた証を確認する資料として

個人に関する記録の利用には権利関係以外に、自分自身や家族の生きた証を求めて利用されることがあります。ただ、沖縄県公文書館の所蔵資料は戦後の資料がほとんどです。戦前の家譜や家系図をみたいとって残念がられることも多々あります。戦後の記録は琉球政府文書のなかに含まれているので、そのなかから閲覧していただくことになります。

その事例の1つ目が「移住者名簿」です。沖縄県は移民を多く輩出した県です。沖縄県ではそういった背景を踏まえ、5年に一度「世界のウチナーンチュ大会」を開催しています。これ

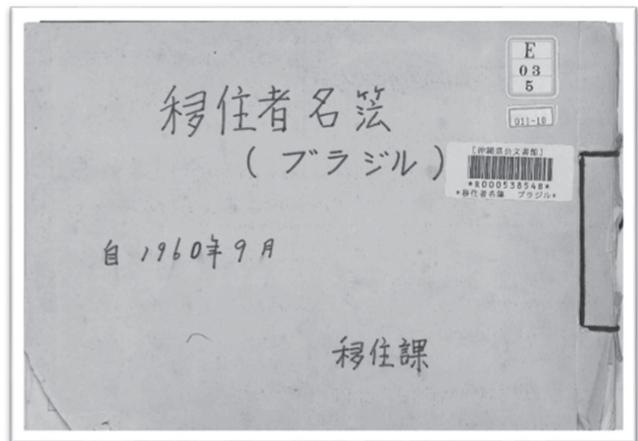


図 6 移住者名簿 ブラジル 農林局移住課 (R00053854B)

に合わせて海外移民の2世、3世の方が来県しますが、なかには、自分のルーツを求めて公文書館へ来館する方もいらっしゃいます。戦前の海外移民に関する資料は出版されていることもあり閲覧できますが、琉球政府時代の海外移住に関する文書は公文書の中にあります。一例として、ここで示したのはブラジルへの移住者名簿ですが、名簿の中には移住者の住所、氏名、生年月日、渡航年月日、船名などが記録されています。年代の新しいものについては公開方法を検討しなくてはなりません、今日示した資料はたまたまブラジルのウェブサイトに移住者名簿のデータベースが公開されており、ほぼ同じ内容の名簿が掲載されていましたので紹介しました。

2つ目は「永住許可申請書」です。これは、米軍統治下の沖縄で、琉球住民以外の「非琉球人」が永久居住者として身分を得るために作成した書類です。永住許可申請書には、申請者の永住を求める理由書や琉球政府がその可否を判断するために調査した内容、例えば品行方正の証明といった証明書も含まれています。琉球政府の出入域を管理していた琉球政府法務局出入管理庁等の資料には、在留

許可や渡航記録などの出入域に関する個人の記録が6,000簿冊以上あります。

個人が生きた証を確認する資料として、三つ目に「戦闘参加者に関する書類」があります。米軍統治下の沖縄は日本本土から1年遅れて1953年（昭和28）に援護法が適用されました。その後、同法は改正され、戦闘に協力した一般住民も戦闘参加者（準軍属）と認められ、援護法適用となりました。援護関係の文書は権利・利益を証明するのは沖縄県援護課がしており、援護法適用の申請を受けて支給を決定するという流れになっています。現在も援護課では援護適用を許可する業務をしていますが、これに伴って作成される公文書の原本は沖縄県公文書館に移管されています。これらの資料は沖縄戦の実態を研究する資料としても利用されますが、その家族が沖縄戦でどのようにその生涯を終えたのかなどが分かる記録として利用されることがあります。この文書も非常に個人情報が多く、マスキングしながら利用者に提供しています。名簿には、いつどこでどういった内容で戦闘協力をしたのかが記載されています。戦闘協力の内容は壕の提供、自決、陣地構築など類型化されています。第三者が申請内容を適正と証明する「現認証明書」などもあります。

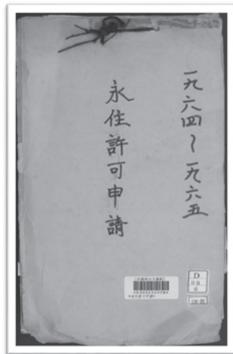


図7 永住許可申請書 1964年～1965年  
琉球政府法務局出入管理部審査課  
(R00023497B)

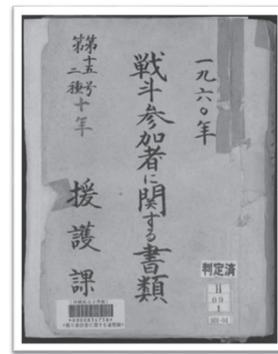


図8 戦闘参加者に関する書類 1960年  
琉球政府社会局援護課  
(R00083675B)

### おわりに

以上のように、琉球政府文書の利用状況として1つは沖縄研究がありました。2つ目は個人の権利利益の証明として、例えば法律が改訂され何かの適用を受けるために、自分がそうであったことを証明しなければいけなくなった時にその証拠書類を行政は持っておらず、自分自身で探さなければいけないので公文書館を利用するパターンがありました。3つ目は個人の生きた記録が残されていることをあげました。

このほかに公文書館をもっと政策に利用してほしいと日々思っています。政策形成は過去の経験を踏まえて新しい政策に生かすことであり、これが継続的に繰り返されると社会は発展します。行政利用はもちろんありますが、行政利用もどちらかといえば許認可文書などの利用が多いです。政策立案だけでなく、近年おこなわれている住民参加のまちづくりや議会、シンクタンクなども含めて過去の政策事例を検証することに公文書館を利用してほしいと思います。

資料 1 沖縄県公文書館運営基本方針〔平成 18 年 8 月 25 日総務部長決定〕

沖縄県公文書館運営基本方針

〔平成 18 年 8 月 25 日総務部長決定〕

沖縄県が設置する公の施設としての沖縄県公文書館（以下「公文書館」という。）の業務について、次のとおり、その運営の基本方針、施策体系その他運営に関し必要な事項を定める。

**第 1 公文書館の運営に当たっての基本的事項**

公文書館は、沖縄県公文書館の設置及び管理に関する条例（平成 7 年沖縄県条例第 6 号。以下「条例」という。）に基づき、歴史資料として重要な公文書その他の記録を収集し、整理し、及び保存するとともに、これらの利用を図り、もって学術及び文化の振興に寄与することを目的として設置する公の施設であることを踏まえ、この基本方針に定めるところにより運営する。

**第 2 公文書館運営の基本方針**

公文書等は、行政活動の過程で作成され、その目的が達成された後において一定期間保存された上で、廃棄処分が決定され、現用文書としての役割を終えることになる。公文書館は、これらの役割を果たした文書その他の記録の中から歴史資料として重要な公文書等を収集し、整理し保存するとともに、県民の利用に供することを目的として設置されたものである。

公文書館の業務は、資料の収集・選別にあたって、行政の記録センターとして機能し得るよう後世の評価に堪える適正さをもって行わなければならない。このような視点から、資料については、沖縄県文書を中心に収集するとともに、県民の円滑な利用に供することができるよう的確に整理するほか、収蔵資料の恒久的保存を図るものとする。

また、公文書館の利用・普及を図るため目録を整備するほか、公文書等を県民が効率よく利用できるよう検索システム等を整備し、資料の電子情報化を図るとともに、企画展、講演会及び講座を開催し、公文書館に対する県民の理解を深める事業を展開する。

**第 3 公文書館の施策体系**

公文書館は、条例、沖縄県公文書館管理規則（平成 7 年沖縄県規則第 50 号）、沖縄県公文書館公文書等管理規程（平成 18 年沖縄県告示第 593 号）その他公文書館の管理運営に関する規程に基づき、基本方針に定めるところにより、次に掲げる体系によって施策を実施する。

**1 歴史資料として重要な公文書等の収集・整理**

- (1) 資料の調査研究
- (2) 資料の収集及び整理
- (3) 資料目録等の刊行

**2 公文書等の保存**

- (1) 公文書等の保存及び修復
- (2) 資料のデジタル化
- (3) 貴重な資料の複製

**3 県民への普及活動**

- (1) 展示会、講演会、講座等の開催
- (2) 検索・利用システムの向上
- (3) 公文書館業務の公報等

**4 その他公文書館の設置の目的を達成するための施策**

**第 4 運営に当たっての留意事項**

公の施設として設置された公文書館は、その設置の目的を効果的に達成するために必要な施策を展開し、公文書等を県民の利用に供し、もって県民の学術及び文化の振興に寄与することを旨として運用されるべきものである。

公文書館が収集する沖縄県文書が歴史資料として後世に引き継がれ、その利用に供されることが公文書館の設置の目的にかんがみ極めて重要であることから、収集する公文書等が後世の利用に供されるための整理及び保存も重要な責務である。

このことから、公文書館がこれまでに収集した資料等に関し、収集及び整理に関する基準に基づき改めて評価選別を行うとともに、歴史資料として貴重な公文書等を後世に引き継ぐために必要な保存の措置を講ずることが喫緊の課題である。

特に、厳しい行財政環境の下において、今後の公文書館の運営に当たっては、博物館等の類似の機能を有し、また類似の事業を展開する公の施設との機能や業務の競合を避け、公文書館が担うべき事務事業を選択し、公文書館の設置の目的を踏まえた施策に集中していくことが必要となっている。

以上のことを踏まえ、公文書館の運営については、沖縄県文書を収集し、沖縄県文書のうち歴史資料として価値のあるものを整理し、及び保存することを主たる事業として展開することが必要であるとともに、これまで収集し保存している資料等についても改めて歴史資料としての価値を評価し後世に引き継ぐべき公文書等を選別していくことに重点を置いて事業を展開する。

#### 附 則

この基本方針は、平成19年4月1日から施行する。